

パブリックコメント制度

「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」(案) について

【意見募集期間】

令和5年6月20日(火)～7月19日(水)

【お問い合わせ先】

むつ市都市整備部 都市計画課

電話 0175-22-1111 (内線 2741)

むつ市

パブリックコメントにあたって

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、特にその進行が急速な地方圏においては、地域活力の低下や基礎自治体の財政力の低下のほか、都市サービスや公共交通サービスの低下、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されています。

そこで、むつ市、大間町、横浜町、東通村、風間浦村及び佐井村を一体の都市圏として、これまでの取組に加え、都市計画区域と都市計画区域外の連携強化により、効率的な都市運営や持続可能な都市圏形成の実現を図るため、「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」を定めるものです。

このたびのパブリックコメント制度は、「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針(案)」に対して、ご意見を伺うものです。

【目次】

- 「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」(案)の概要・・・・・・・・・・ 2
- 意見の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- パブリックコメント用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

■ 「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」(案)の概要

1 背景と目的

おつ市、大間町、横浜町、東通村、風間浦村及び佐井村は、青森県最北部の下北半島に位置し、一体的に日常の生活圏や経済圏を形成しています。

また、本圏域では、横浜町を除く5市町村で「下北圏域定住自立圏」を形成し、各市町村が連携・協力して圏域全体の活性化を図り、魅力あふれる地域の形成を目指しているほか、「下北地域公共交通総合連携協議会」を設置し、持続可能な公共交通体系の構築を進めています。

横浜町については、商業・医療・公共交通等において、「下北圏域定住自立圏」との繋がりが強く、一体的に日常の生活圏や経済圏を形成しているほか、「JR大湊線活性化協議会」の会員として、おつ市などの沿線市町村と連携・協力してJR大湊線の利用促進や地域の活性化を図っています。

そこで、これまでの取組に加え、都市機能の役割分担、都市施設の立地適正化、防災・減災のさらなる推進及び都市計画区域と都市計画区域外の連携強化による効率的な都市運営など、持続可能な都市圏形成の実現に向け、都市と周辺地域が一体となる多極連携型により、本圏域の成長力を引き上げ、豊かで活力あるコンパクトな地域の形成と強靱なまちづくりの推進を図るため、「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針(以下、「本方針」といいます。)」を定めるものです。

2 計画の構成

- ✓ 第1章では、計画の基本的な考え方として下記内容を掲載
 - 1. 計画の背景と目的
 - 2. 計画の期間
 - 3. 計画の位置づけ
 - 4. 計画の対象区域
- ✓ 第2章では、下北半島都市圏の現状と課題を掲載
- ✓ 第3章では、広域的な立地適正化に関する基本的な方針を掲載
- ✓ 第4章では、誘導区域及び地域生活拠点の設定を掲載
- ✓ 第5章では、誘導施設及び誘導施設相当施設に相当する施設の設定を掲載
- ✓ 第6章では、公共交通を含む交通ネットワークに関する方針を掲載
- ✓ 第7章では、その他の事項を掲載

■意見の提出方法

1 募集期間

令和5年6月20日（火）～令和5年7月19日（水）

2 宛先

むつ市都市整備部 都市計画課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、いずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール

toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp

(2) ファックス

0175-22-9718

(3) 郵送・持参

035-8686

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市都市整備部 都市計画課

- ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・お寄せいただいたご意見に対する考え方、修正案等は整理した上で、募集期間終了後に速やかに公表します。

パブリックコメント用紙

案 件 名	「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」について
住 所	
氏 名 (団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	
提出者の区分 (該当する番号に○をつけて下さい)	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご 意 見 の 内 容

*ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。

また、その他目的外の使用はしません。

*ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問い合わせ先】むつ市都市整備部 都市計画課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電 話 0175-22-1111 (内線 2741) ファックス 0175-22-9718

電子メール toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp